

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

12月分

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和7年度 お客さまセンターシステム機器更新に伴うシステム改修業務委託	情報処理－情報処理	NTT西日本株式会社	¥204,514,200	令和7年12月25日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	W1	○
2	令和7年度 庭窪浄水場外2か所計測設備保守点検業務委託	機械等施設点検・運転－施設保守点検整備	株式会社マコト電気	¥3,740,000	令和7年12月26日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	－
3	アクセス解析機能導入に伴う大阪市水道局お客さま専用サイト(マイページ)改修業務委託	情報処理－情報処理	日本電気株式会社 関西支社	¥1,016,400	令和7年12月11日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G2	－
4	水道記念館学習施設運営等業務委託(概算契約)	製作・広告・催事、印刷－催事	株式会社チャージ 大阪支店	¥159,490,339	令和7年12月25日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G5	－
5	令和7年度 柴島浄水場外4か所計測設備保守点検業務委託	機械等施設点検・運転－施設保守点検整備	メタウォーター株式会社 関西営業部	¥4,400,000	令和7年12月26日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	－

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 お客様センターシステム機器更新に伴うシステム改修業務委託

2 契約の相手方

NTT 西日本株式会社

3 随意契約理由

お客様からの各種お届けやお問合せを、お客様センターにて一括して受付けを行い、各事業所と情報共有し、応対するためのお客さまセンターシステム（以下「本システム」という。）について、令和8年10月末に現行機器のリースが終了します。これに伴い、新規機器を別途借り入れて業務継続する予定であり、本業務は、その新規機器上で本システムを稼働させるための改修を行うものです。

本システムは、西日本電信電話株式会社（現 NTT 西日本株式会社）が当局の運用に合わせて独自に開発を行ったスクラッチ開発製品であり、本業務を履行するには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、開発プログラムについては一般には公開されていないことから、新たに他社が履行できる余地はありません。

以上より、本業務における一貫した責任と性能について保証を持たせることがでるのは、NTT 西日本株式会社が唯一の業者です。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

水道局総務部お客様サービス課（電話番号06-6458-6002）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 庭窪浄水場外2か所計測設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社マコト電気

3 隨意契約理由

本業務は、庭窪浄水場、巽配水場及び住吉配水場に設置している超音波流量計の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、株式会社日立ハイテクソリューションズが自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備にかかる保守点検業務は現在株式会社マコト電気に委託されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証をもたせることができるのは、株式会社マコト電気が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場（電話番号06-6907-4473）

随意契約理由書

1 案件名称

アクセス解析機能導入に伴う大阪市水道局お客さま専用サイト（マイページ）改修業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社

3 隨意契約理由

本業務は、お客さまがスマートフォン等からインターネットを通じて、水道使用量・水道料金等・災害発生時の応急給水拠点の閲覧機能、水道の使用開始・中止等の申込機能、電子請求・電子決済機能を利用できる大阪市水道局お客さま専用サイト（以下「本システム」という。）について、ユーザーの利用状況等の情報を収集・分析できる機能（Google Analytics 4）の導入にかかるシステム改修を委託するものです。

本システムは日本電気株式会社が当局の既存システムに合わせたカスタマイズを行い、独自に開発を行ったものであり、本業務を履行するには、本システムの構成及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、本システムは日本電気株式会社が提供するクラウドサービスを使用しており、本クラウドサービスのソースプログラムは一般的に公開されていないことから他の業者が本業務を履行する余地がありません。

よって、本業務における一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは、日本電気株式会社が唯一の業者です。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6458-6002）

随意契約理由書

1 案件名称

水道記念館学習施設運営等業務委託(概算契約)

2 契約の相手方

株式会社チャージ

3 随意契約理由

本業務は、水道記念館学習施設における①イベントの企画・運営、②来館者の対応、③浄水場見学・出前水道教室の実施及びプログラムの改良、④展示設備の維持管理及び展示内容の企画・変更、⑤施設の日常管理など施設の運営に係る業務全般を行うものです。

本業務をイベントや施設運営の知識が豊富な民間事業者に包括的に委託し、イベント、浄水場見学、出前水道教室及び展示内容をより魅力的な内容としてすることで、お客様の満足度向上、大阪市水道局への認知度向上及びイメージアップを図ることを目的としています。

本業務を発注するにあたり、専門的な知識や経験等を持つ民間事業者から各種イベントの企画運営、浄水場見学等のプログラム改良にかかる概要計画、新たな館内展示、効果的な広報活動等についての企画提案を求め、当該提案に基づき仕様を作成することが、業務の質的向上と予定価格の範囲内で最大の効果を得ることができ最善の手法であることから、競争入札は適しません。

よって、提案に対して専門的な見識に基づく有識者の審査、優劣の判断により優れた提案を行う事業者を選定する公募型プロポーザル方式により、契約相手方を決定することとしました。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、上記業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部総務課（電話番号06-6616-5404）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 柴島浄水場外4か所計測設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

メタウォーター株式会社

3 隨意契約理由

本業務は、柴島浄水場、庭窪浄水場、城東配水場、住吉配水場及び住之江配水場に設置している超音波流量計の保守点検を行い、機能維持を図るもので

当該設備は、富士電機株式会社及びメタウォーター株式会社が独自に設計・製作したものであり、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

現在、当該設備の事業は上記業者に事業承継されており、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、当該設備に不具合が生じた場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか原因特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり、保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることはできるのは、メタウォーター株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2402）